		5,270MHz以上 5,278.4MHz未満	$10^{\log 5-(3/50)(f-40)-1.8+\log(1/2)}$ mW以下
		5,278.4MHz以上	12.5μW以下
40MHzを超え 80MHz以下	5,210MHz	5,123.2MHz以下	12.5μW以下
		5,123.2MHzを超え 5,150MHz以下	75μW以下
		5,250MHz以上 5,251MHz未満	$10^{\log 5-(f-40)+\log(1/4)}$ mW以下
		5,251MHz以上 5,290MHz未満	$10^{\log 5-(8/390)(f-41)-1+\log(1/4)}$ mW以下
		5,290MHz以上 5,296.7MHz未満	$10^{\log 5-(3/100)(f-80)-1.8+\log(1/4)}$ mW以下
		5,296.7MHz以上	12.5μW以下

注　fは基本周波数からの差の周波数とし、単位はMHzとする。

(7)　5,530MHz、5,610MHz又は5,690MHzの周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局の送信設備と同時に使用する5.2GHz帯高出力データ通信システムの基地局及び陸上移動中継局の送信設備

基本周波数	周　波　数　帯	不要発射の強度の許容値
5,210MHz	5,134.8MHz以下	12.5μW以下
	5,134.8MHzを超え 5,150MHz以下	62.5μW以下
	5,250MHz以上 5,251MHz未満	$10^{\log 5-(f-40)+\log(1/8)}$ mW以下
	5,251MHz以上 5,285.2MHz未満	$10^{\log 5-(8/390)(f-41)-1+\log(1/8)}$ mW以下
	5,285.2MHz以上	12.5μW以下

注　fは基本周波数からの差の周波数とし、単位はMHzとする。

［30～64　略］

［30～64　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第三条　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。